

第2回小金井市立学校部活動の地域連携に関する検討委員会

令和6年7月26日（金）午後6時30分～
小金井市市民会館（萌え木ホール）3階A会議室

次 第

1 議題

- (1) 学校部活動の地域連携・地域移行の概要など、小金井市における部活動の地域連携について
- (2) 小金井市の学校部活動のあり方について
- (3) 今後の予定について
- (4) その他

2 配付資料

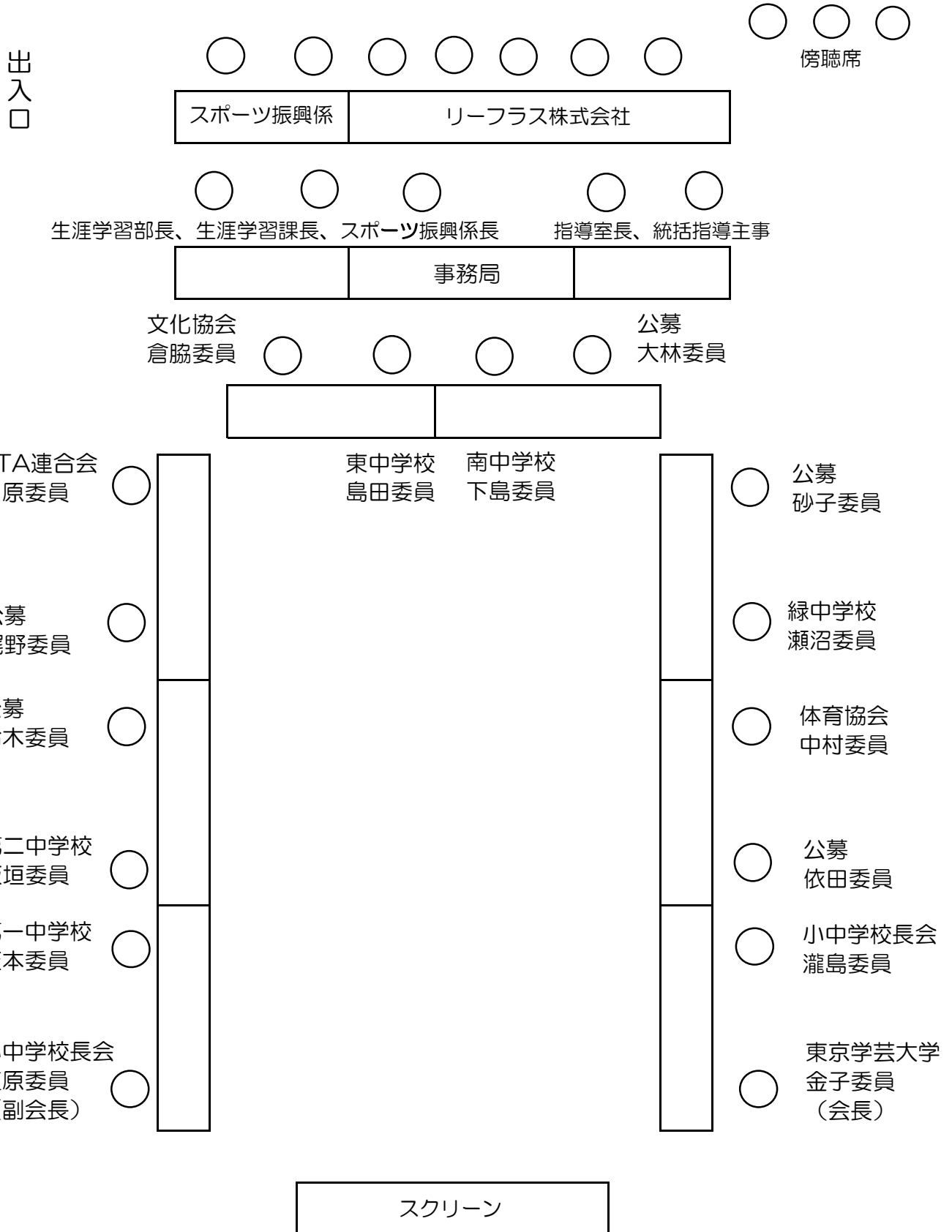
資料1 座席表

資料2 部活動地域連携・地域移行事例共有

資料3 令和6年度小金井市立学校部活動の地域連携に関する検討委員会スケジュール（案）

参考資料 過去3年間の要・準要保護児童生徒の認定状況（鈴木委員提供資料）

座席表





『部活動地域連携・地域移行事例共有』



リーフラス株式会社

学校部活動の地域連携、地域クラブ活動への移行の全体像（イメージ）

学校部活動

【位置付け】**学校教育の一環**（教育課程外）

| | |
|-----|------------|
| 指導者 | 当該校の教師 |
| 参加者 | 当該校の生徒 |
| 場所 | 当該校の施設 |
| 費用 | 用具、交通費等の実費 |
| 補償 | 災害共済給付 |



学校部活動の地域連携

■ **合同部活動の導入や部活動指導員等**の適切な配置により生徒の活動機会を確保

| | |
|-----|---|
| 指導者 | 部活動指導員等、関係校の教師 （※アスリート・アーティスト等の人材を含む） |
| 参加者 | 関係校の生徒 |
| 場所 | 拠点校の施設 |
| 費用 | 用具、交通費等の実費 |
| 補償 | 災害共済給付 |

■ 少子化の中、持続可能な体制にする必要
（学校や地域によっては存続が厳しい）

■ 地域の実情に応じた段階的な体制整備

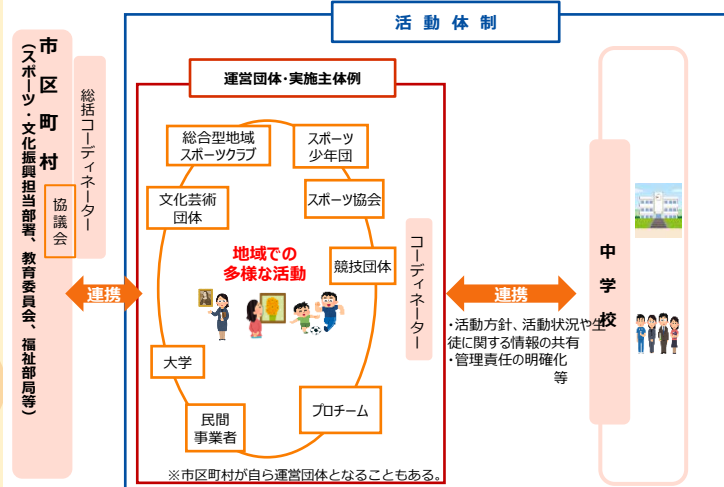
地域の実情に応じ、
当面は併存

休日の地域クラブ活動

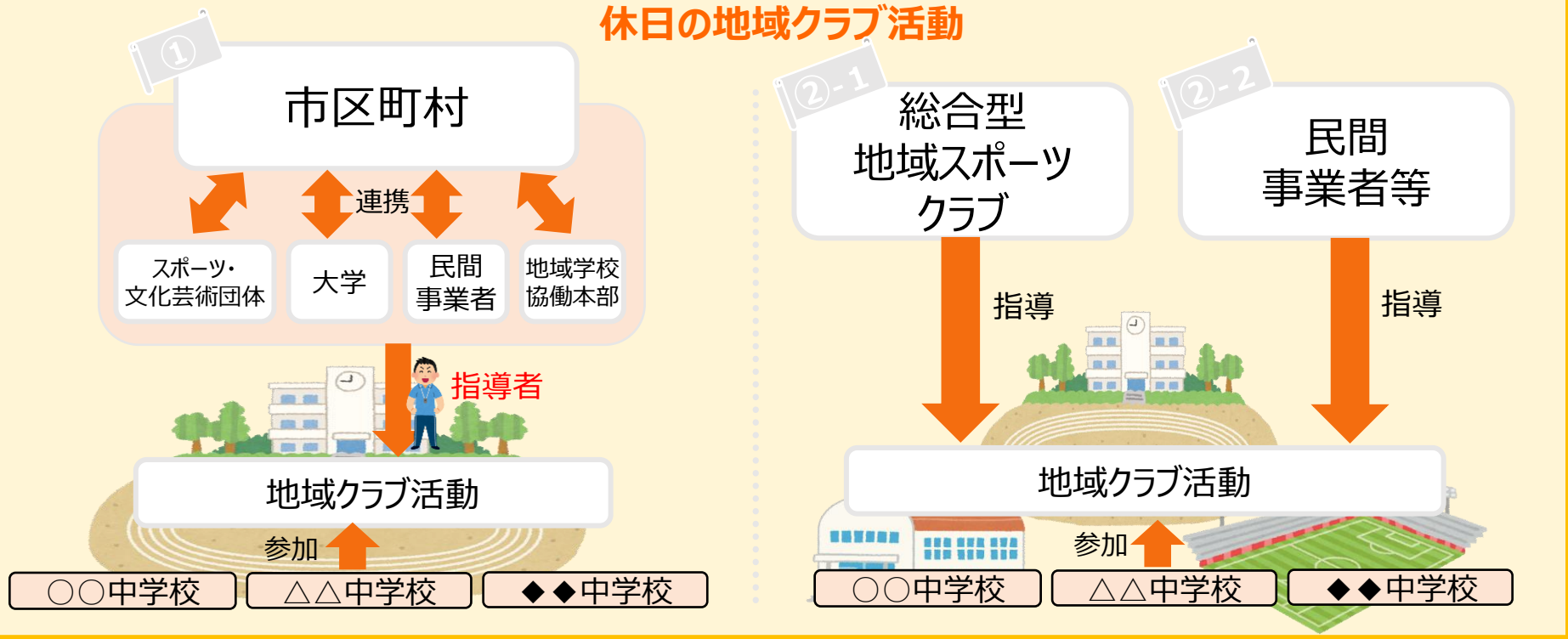
【位置付け】**学校と連携して行う地域クラブ活動**
（法律上は社会教育、スポーツ・文化芸術）

■ **地域の多様な主体**が実施。学校は、活動方針、活動状況や生徒に関する情報の共有等を通じて連携。

| | |
|-----------|--|
| 運営団体・実施主体 | ① 地方公共団体 （※複数地方公共団体の連携を含む） ② 多様な組織・団体 （総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、体育・スポーツ協会、競技団体、プロチーム、民間事業者、大学、文化芸術団体、地域学校協働本部、同窓会等） |
| 指導者 | 地域の指導者 （一部教師の兼職兼業） |
| 参加者 | 地域の生徒（※他の世代と一緒に参画する場合を含む） |
| 場所 | 学校施設、社会教育施設、公共のスポーツ・文化施設、地域団体・民間事業者等が有する施設 |
| 費用 | 可能な限り低廉な会費＋用具、交通費等の実費 |
| 補償 | 各種保険等 |

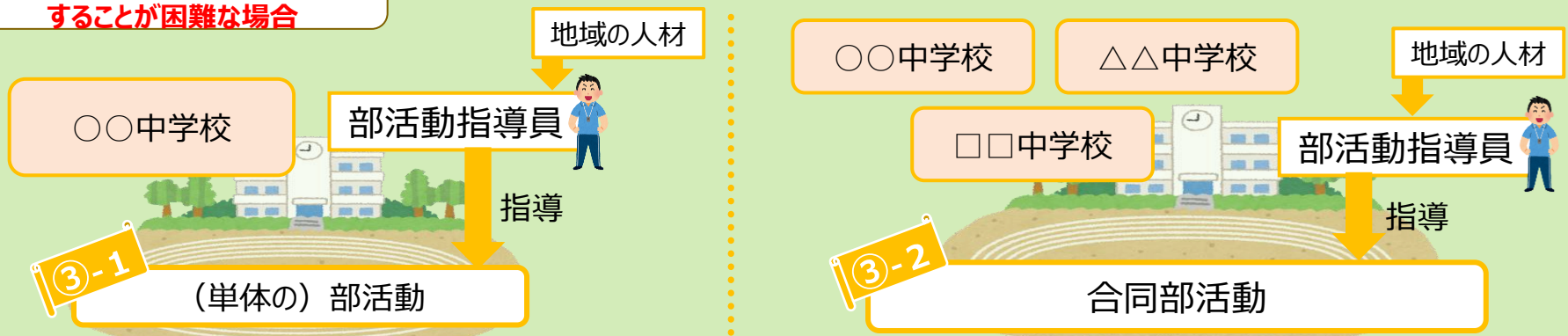


休日の地域クラブ活動



※直ちに①②のような体制を整備することが困難な場合

学校部活動の地域連携



部活動推進事業

【部活動実施実績エリア】

北海道 宮城県 新潟県 茨城県 千葉県
 埼玉県 東京都 神奈川県 福井県 愛知県
 京都府 奈良県 兵庫県 大阪府 香川県
 広島県 福岡県 大分県 宮崎県

北海道支社

【地域部活動推進事業】
 北海道石狩郡当別町
 【部活動支援】
 北海道札幌市
 北海道紋別市
 【独自モデル事業】
 立命館慶祥中学・高等学校

東北支社

【地域部活動推進事業】
 宮城県
 宮城県白石市
 宮城県仙台市
 【部活動支援】
 宮城県東松島市

大阪・近畿支社

【地域部活動推進事業】
 京都府京都市
 兵庫県神戸市
 【自治体主導事業】
 奈良県
 大阪府八尾市
 大阪府大阪市
 大阪府吹田市
 大阪府大阪狭山市
 【独自モデル事業】
 立命館守山中学・高等学校
 奈良女子大（奈良）

北関東・磐越支社

【自治体主導事業】
 茨城県
 【部活動支援】
 新潟県三条市
 【部活動コーディネート】
 福井県

東京支社

【自治体主導事業】
東京都港区（区内全部活）
東京都新宿区（区内全域）
東京都品川区（区内全域）
東京都千代田区（区内全域）
 東京都杉並区
 東京都世田谷区
 東京都渋谷区
 東京都台東区
 東京都狛江市
 【独自モデル事業】
 聖学院中学高等学校
 立教中学高等学校
 芝浦工大附属中学高等学校
 大妻多摩中学高等学校

九州支社

【地域部活動推進事業】
 福岡県福岡市
 大分県別府市
 【部活動スーパーバイザー】
 宮崎県宮崎市
 【独自モデル事業】
 常磐学園（福岡）

中四国支社

【部活動コーディネート】
 香川県
 【地域部活動推進事業】
 香川県高松市
 広島県府中市

東海支社

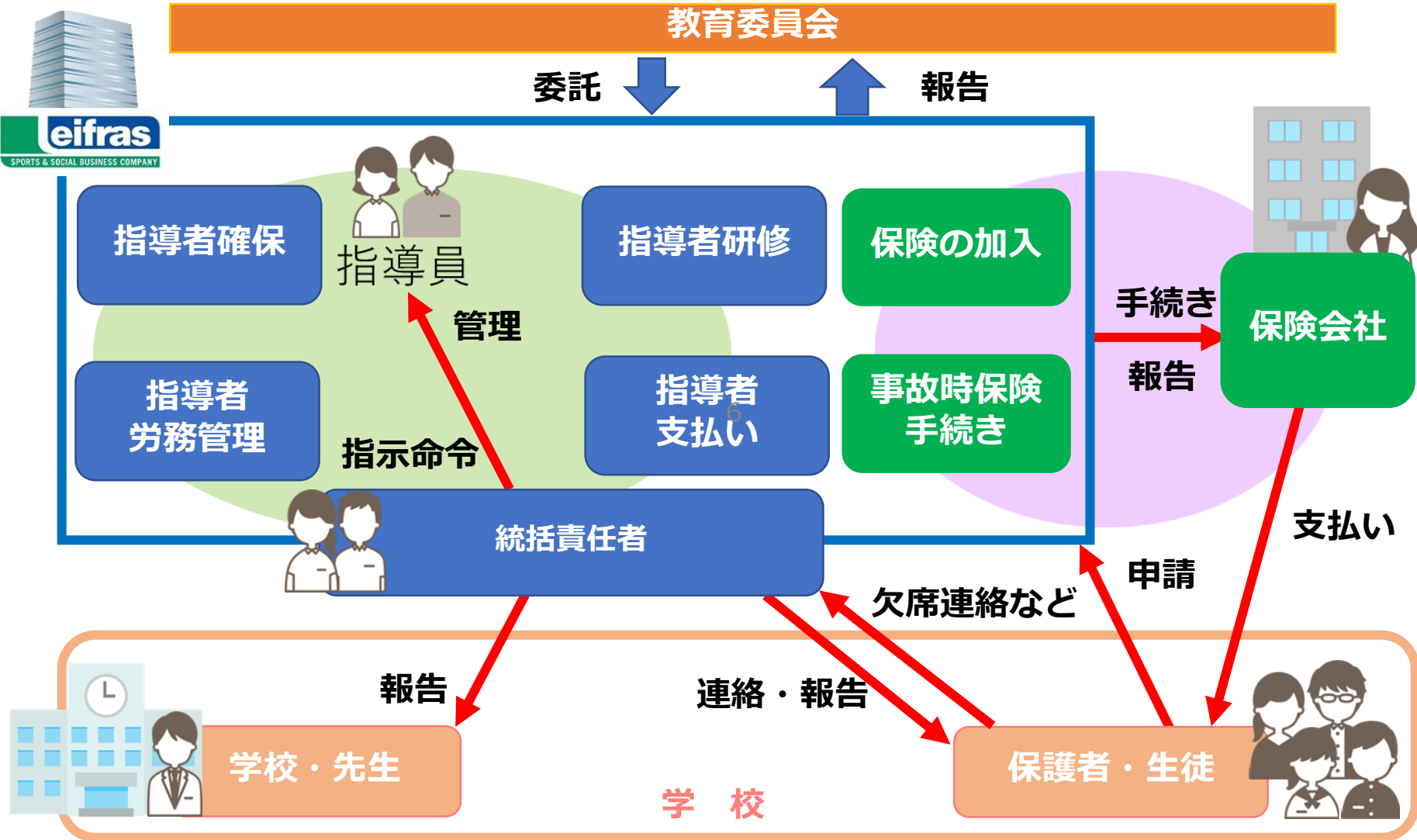
【地域運動部活動】
 愛知県名古屋市（中学校）
 【自治体主導事業】
愛知県名古屋市（小学校）
 愛知県（高等学校）

関東支社

【地域部活動推進事業】
 神奈川県横浜市
 神奈川県川崎市
 【部活動支援】
 埼玉県戸田市
 千葉県千葉市



部活動業務スキーム



保険

保護者説明会の実施

保護者の方との信頼関係を構築するため、説明会を実施。説明会では、部活動におけるビジョンを保護者の皆様と共有し、出席確認や緊急連絡の方法などを説明。その中で一番多くいただく質問が保険の内容です。日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度と同等の補償を希望されています。

弊社補償制度

| | |
|---------------|--|
| 死亡補償 | 3,000万円(最高) |
| 後遺障害 | 4,000万円(最高) |
| 突然死 | 左記で亡くなった場合は死亡保険金額3,000万円（定額）が支払われる。日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度においても突然死の金額は最大3,000万円となっており、この部分でも同じ条件で設定できる。ただし、災害給付制度の突然死の定義は「発症から24時間以内の予期せぬ内因性死」とかなり広い定義となっている。一方、実際の突然死の要因は急性心疾患、急性呼吸疾患、急性脳疾患が多く、弊社の保険ではこの場合でも定額の3,000万円が支払われる。 |
| 途中加入・脱退の管理 | 不要。年間包括で途中の管理は不要 |
| 天災による補償（傷害部分） | 対象と対象外どちらも設定可能 |
| 通院支払日数（傷害部分） | お見舞金：1,500円(日額)/90日程度 |
| 傷害保険 | 50万円まで実費支給 |
| 賠償補償 | 3～5億円 |

兼職兼業

運営主体や勤務形態に応じた諸制度の扱いについて（整理表）

| 運営主体 | 自治体 | 民間の地域団体 (民間企業、総合型地域スポーツクラブ、クラブチーム等) | | | その他 |
|-----------|------------|--|---------|-----------------|---------|
| | | 勤務形態 | 雇用 | 業務委託・請負 (※1) | |
| 指揮命令権者 | (教師等本人) | 運営主体(企業等) | (教師等本人) | (教師等本人) | (教師等本人) |
| 賠償責任 | 教師等本人 | 運営主体(企業等) | 教師等本人 | 教師等本人 | 教師等本人 |
| 兼職兼業許可手続き | 必要 | 必要 | 必要 | 必要 | 不要 |
| 給与等の性質 | 謝金(委託報酬※2) | 賃金 | 売上 | 謝礼 | — |
| 労基法の適用関係 | | | | | |
| 最低賃金 | 適用なし | 適用 | 適用なし | 適用なし | 適用なし |
| 36協定 | 無 | 必要 | 無 | 無 | 無 |

労働基準法上、労働時間の通算の必要がない場合においても、過労等により教師等としての業務に支障を来さないようにする観点から、教師等の申告等により就業（従事）時間を把握し、在校等時間を含めて就業時間の合計が長時間とならないよう配慮することが望ましい。

- ※1 委託・請負といった契約の形式や名称にかかわらず、実態として指揮命令権者が企業等であるなど、その実態に応じて判断した結果、雇用契約と認められる場合がある。
- ※2 講演料や原稿料などの謝金以外については、地方公務員法第38条第1項にいう「報酬」に該当。
- ※3 有償ボランティアとは、労務の対価として謝礼があるものであり、交通費等の実費弁償の範囲内の支給は含まず、その有無は問わない。

■ A区部活動支援事業 (区の独自予算)

A区教育委員会事務局より委託を受け、
区内10校128部活にて部活動指導支援を行っております。

- ・ A中学校 (11部活)
- ・ B中学校 (15部活)
- ・ C中学校 (10部活)
- ・ D中学校 (11部活)
- ・ E中学校 (7部活)
- ・ F中学校 (9部活)
- ・ G中学校 (14部活)
- ・ H中学校 (15部活)
- ・ I中学校 (10部活)
- ・ J中学校 (11部活)

全部活動に業務顧問を据えて、全部活動に部活動指導員を配置

平日部活動 土日祝部活動 大会指導引率

統括責任者を5名配置 1人2~3校担当

- ⇒ 学校・指導員とのスケジュール調整
- ⇒ 指導員欠員時の指導代行・管理
- ⇒ 活動日の巡回 (仕様書 1校あたり1週間に5回巡回)
- ⇒ 大会の引率・同行
- ⇒ 部活動運営システムでの出席管理・保護者対応

■ B区部活動支援事業 (区の独自予算)

B区教育委員会事務局より委託を受け、
区内24校60部活にて部活動指導支援を行っております。

- ・ 中学校 10校 (45部活)
- ・ 小学校 14校 (15部活) ※金管バンド中心

B区内 中学校10校 小学校14校の内 各学校が定めた60部活を対象に
部活動指導員を配置

平日部活動 土日祝部活動 大会指導引率

ヘッドコーチ (統括責任者) を3名配置

- ⇒ 学校・指導員とのスケジュール調整
- ⇒ 指導員欠員時の指導代行・管理
- ⇒ 活動日の巡回 (仕様書 1校あたり1週間に1回巡回)
- ⇒ 大会の引率・同行
- ⇒ 部活動運営システムでの出席管理・保護者対応

■ C区地域活性化事業 (区の独自予算)

B区教育委員会学校支援課より委託を受け、
区内8校10部活にて部活動指導支援を行っている

- ・ A中学校 (サッカー部)
- ・ B中学校 (サッカー部)
- ・ C中学校 (サッカー部)
- ・ D中学校 (剣道部)
- ・ E中学校 (剣道部)
- ・ F中学校 (バレーボール部・バドミントン部)
- ・ G中学校 (サッカー部・野球部)
- ・ H中学校 (バレーボール部)



顧問が部活動を運営をおこなっている活動日にスケジュールを組んで指導員を配置
統括責任者を1名配置

⇒学校のスケジュール確認 → 指導員の指導日を顧問と調整

⇒活動日の巡回指導 (巡回頻度の制約はなし)

■ D区部活動支援事業 (区の独自予算)

D区教育委員会より委託を受け、
地域クラブとして3会場にて部活動指導支援を行っております。

拠点会場にて地域クラブ(陸上)を実施

- ・会場① 種目 短距離・ハードル
- ・会場② 種目 走り幅跳び・走り高跳び
- ・会場③ 種目 長距離・投てき

上記地域クラブへ部活動指導員を各種目へ1名の総勢6名配置
土日祝 週1回の活動

統括責任者を1名配置 (活動日に地域巡回)

- ⇒ 年間活動スケジュールへ指導員へ配置
- ⇒ 指導員欠員時の指導代行・管理
- ⇒ 活動日の巡回指導
- ⇒ 部活動運営システムでの出席管理・保護者対応

■ E市部活動支援事業 (国の予算)

E市教育委員会より委託を受け、
全4校を対象に拠点校で2部活の部活動指導支援を行っております。

拠点校にて

- ・ 軟式野球部
- ・ ハンドボール部

上記2部活へ部活動指導員を配置

土日祝 週1回の活動

統括責任者を1名配置 (活動時常駐)

- ⇒ 学校顧問・指導員とのスケジュール調整
- ⇒ 指導員欠員時の指導代行・管理
- ⇒ 活動日の常駐管理
- ⇒ 大会の引率・同行
- ⇒ 個人情報、緊急連絡先のみ統括責任者が管理

令和6年度小金井市立学校部活動の地域連携に関する検討委員会スケジュール（案）

第1回

日時 7月26日（金） 18時30分～

場所 小金井市市民会館（萌え木ホール）3階A会議室

第2回

日時 9月

場所 小金井市役所第二庁舎801会議室（予定）

第3回

日時 12月

場所 小金井市役所第二庁舎801会議室（予定）

第4回

日時 2月

場所 小金井市役所第二庁舎801会議室（予定）

令和2年

5 要・準要保護児童生徒の認定状況

(単位：人)

| 小 学 校 | | |
|--------|-----|------|
| 学校名 | 要保護 | 準要保護 |
| 一 小 | 1 | 39 |
| 二 小 | 4 | 32 |
| 三 小 | 0 | 45 |
| 四 小 | 1 | 44 |
| 東 小 | 4 | 65 |
| 前原小 | 2 | 36 |
| 本町小 | 3 | 22 |
| 緑 小 | 1 | 35 |
| 南 小 | 1 | 35 |
| 他国公立学校 | 0 | 0 |
| 計 | 17 | 353 |

(単位：人)

| 中 学 校 | | |
|--------|-----|------|
| 学校名 | 要保護 | 準要保護 |
| 一 中 | 1 | 51 |
| 二 中 | 1 | 37 |
| 東 中 | 2 | 27 |
| 緑 中 | 3 | 29 |
| 南 中 | 7 | 41 |
| 他国公立学校 | 0 | 1 |
| 計 | 14 | 186 |

(注)途中廃止者も含む。

令和3年

5 要・準要保護児童生徒の認定状況

(単位：人)

| 小 学 校 | | |
|--------|-----|------|
| 学校名 | 要保護 | 準要保護 |
| 一 小 | 1 | 48 |
| 二 小 | 5 | 35 |
| 三 小 | 0 | 49 |
| 四 小 | 1 | 44 |
| 東 小 | 4 | 63 |
| 前原小 | 2 | 47 |
| 本町小 | 2 | 30 |
| 緑 小 | 1 | 40 |
| 南 小 | 2 | 44 |
| 他国公立学校 | 0 | 0 |
| 計 | 18 | 400 |

(単位：人)

| 中 学 校 | | |
|--------|-----|------|
| 学校名 | 要保護 | 準要保護 |
| 一 中 | 2 | 52 |
| 二 中 | 0 | 33 |
| 東 中 | 3 | 28 |
| 緑 中 | 3 | 40 |
| 南 中 | 5 | 45 |
| 他国公立学校 | 0 | 1 |
| 計 | 13 | 199 |

(注)途中廃止者も含む。

令和4年

5 要・準要保護児童生徒の認定状況

(単位：人)

| 小 学 校 | | |
|--------|-----|------|
| 学校名 | 要保護 | 準要保護 |
| 一 小 | 1 | 45 |
| 二 小 | 3 | 30 |
| 三 小 | 0 | 41 |
| 四 小 | 1 | 46 |
| 東 小 | 4 | 49 |
| 前原小 | 5 | 33 |
| 本町小 | 2 | 30 |
| 緑 小 | 1 | 37 |
| 南 小 | 2 | 35 |
| 他国公立学校 | 0 | 0 |
| 計 | 19 | 346 |

(単位：人)

| 中 学 校 | | |
|--------|-----|------|
| 学校名 | 要保護 | 準要保護 |
| 一 中 | 2 | 51 |
| 二 中 | 1 | 38 |
| 東 中 | 2 | 36 |
| 緑 中 | 1 | 44 |
| 南 中 | 2 | 37 |
| 他国公立学校 | 0 | 4 |
| 計 | 8 | 210 |

(注)途中廃止者も含む。